

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する住宅の出火による高齢者、身体障害者等の被害を防止するため、感震ブレーカー等を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、那智勝浦町補助金交付規則（平成6年規則第12号）及びこの要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱に定める感震ブレーカー等とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品として推奨された感震ブレーカー等（簡易タイプ）とする。

（補助対象世帯）

第3条 この要綱に定める感震ブレーカー等購入費に対する補助金（以下「補助金」という。）は、那智勝浦町に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯で町内の建築物に設置する場合に交付する。

- （1）65歳以上のみの世帯
- （2）要介護4以上の介護認定を受けた者の属する世帯
- （3）身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が2級以上の障害者の属する世帯
- （4）療育手帳の交付を受け、その障害の程度がA判定の障害者の属する世帯
- （5）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の障害者の属する世帯
- （6）その他町長が特に必要と認めた世帯

（補助額等）

第4条 補助金の額は、購入価格の2分の1とし、5,000円を限度とし、建築物1棟につき1回限り交付する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に感震ブレーカー等購入費に係る領収書の写しと設置した感震ブレーカー等の写真を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金（交付決定・不交付決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、不正行為があったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

感震ブレーカー等購入費補助金交付申請書

那智勝浦町長 様

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。
また、対象世帯であることを確認するため、世帯員の個人に関する情報を閲覧されることに世帯員を代表して同意します。

申 請 日	令和 年 月 日		
申 請 者	住 所	那智勝浦町	
	(ふりが な) 氏 名		
	電話番号		
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
対象世帯員の 氏名及び生年月日	☐ 同上 氏 名 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)		
対象事由 (該当番号に○)	1. 65歳以上のみの世帯		
	2. 要介護4以上の介護認定を受けた者の属する世帯		
	3. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が2級以上の障害者の属する世帯		
	4. 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がA判定の障害者の属する世帯		
	5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の障害者の属する世帯		
	6. その他町長が特に必要と認める世帯		
購入・整備製品	メーカー名		
	製品・品番 等		
申請金額	円 ※購入価格の1/2（税込、百円未満切捨て） 上限 5,000 円		
設置場所	☐ 住所地と同じ		
	住 所	那智勝浦町	
	所有者名		
添付書類	1. 感震ブレーカー等購入費に係る領収書の写し 2. 設置した感震ブレーカー等の写真		

様式第 2 号（第 6 条関係）

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付決定（不交付決定）通知書

第 年 月 日 号

様

那智勝浦町長

㊟

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、次のとおり交付決定（不交付決定）したので、那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

交付決定金額	
設 置 場 所	

（不交付決定の理由）

様式第3号（第7条関係）

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付請求書

金 円也

那智勝浦町感震ブレーカー等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

那智勝浦町長 様

申請者 住所

氏名 印

振込先金融機関名	金融機関名	
	預金の種類	普通・当座・その他（ ）
	口座番号 (ゆうちょ銀行の場合は、記号番号も記入)	
	フリガナ	
	口座名義人	